

## 令和3年度 鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会（第2回）

- 1 日 時 令和3年11月5日（金） 午前10時から
- 2 場 所 鳥取県東部広域行政管理組合事務局分庁舎2階会議室
- 3 出席者  
（出席委員12名）  
星川会長、金委員、松長委員、林委員、広沢委員、西原委員、山根委員、田中委員、  
木下優委員、清水委員、木下陽委員、中嶋委員  
（事務局）  
遠藤事務局長、小清水福祉環境課長、有田福祉環境課課長補佐  
（構成市町職員）  
田中主査（鳥取市下水道企画課）、西川主任（鳥取市下水道企画課）、  
前田係長（鳥取市下水道経営課）、赤松主任（岩美町環境水道課）、神田主事（智頭町  
税務住民課）、森岡主任（若桜町地域整備課）、平木係長（八頭町上下水道課）
- 4 議事録署名委員選出（2名）  
林委員、広沢委員
- 5 議事要旨  
以下のとおり（発言内容は要約しています。）

### 午前10時開会

| 発言者          | 発言内容                                                                                                      |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局          | （開会、あいさつ）                                                                                                 |
| 会長           | （あいさつ）                                                                                                    |
| 事務局          | （事務局長あいさつ）                                                                                                |
| 事務局          | （議事録署名委員の選出）                                                                                              |
| 事務局          | ①前回の審議会における質問事項について<br>（説明）                                                                               |
| 委員           | 3ページの浄化槽法定定期検査受験率は全国平均より高いのは分かるが、法定検査ということなのでもう少し率として高くてもよいと思う。組合としてはどのような働きかけをしているのか。                    |
| 事務局          | 浄化槽の法定検査については、市町の責任で業務を担っているので、鳥取市からお答えさせていただく。                                                           |
| 事務局<br>（鳥取市） | 鳥取市としては、浄化槽の定期点検を受けられていないご家庭に、文書で受検をお願いしている。                                                              |
| 委員           | 2ページに生活排水処理率の計画と実績があるが、人口ベースになっている。例えば人口が変動することによって、処理率が変わるということもある。その地域の人口が減って処理率が上がっているのか、そのあたりがこの表では見え |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | てこない。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局 | おおまかな部分はこれでよいが、細かく分析していくと確かに言われる通りである。人口の減であるとか、流入人口であるとかそういったものを加味しなければいけないと思う。                                                                                                                                                                                  |
| 委員  | 実際に浄化槽などの費用は世帯で出している。人数で表示するのが普通なのか。                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局 | 一般的な表し方としては人口推計からきているので、そこをベースに出していくというのが一般的であると思う。                                                                                                                                                                                                               |
| 会長  | 今までの統計では人口ベースで表されることが多かったということだ。人口の変動を、それぞれの世帯数の確認、そこに確実に人が住んでいるかを確認していくというのはなかなか難しい時代になってきている。本当に必要があればそのあたりは、今後検討が必要かと思うが、とりあえず現状では一般的にこのような方法で統計がとられてきたということだ。他になければ②に移らせていただく。                                                                                |
| 事務局 | ②基本計画の改訂（案）<br>（説明）                                                                                                                                                                                                                                               |
| 会長  | 第1章では、当初の基本計画の内容を引き継いで、1回目の見直しが終わって第2期の5年に入るということである。基本となる年が変わってきているというあたりが大きな違いだが、それ以外では、既に説明をいただいた進捗状況である。この5年間でどういう変化が起きたかということを前回説明していただいた。全体像とこの5年間でどういう変化が起きてきたかということのまとめについて、第1章と第2章についてはこの内容でよい。第3章が抜けているのは、基本計画の文言そのままを当初の基本計画に入れるということで、今回の改訂案からは省いている。 |
| 事務局 | 第3章については、現行と変わらないということで、第4章の具体的施策の展開という部分が資料の4ページになる。この内容が本来、現計画でいうところの第4章の中身になる。黒い部分が現計画の内容、赤い部分が計画策定から5年経ち、その間にどういった取り組みをしたかという部分の資料になる。レジュメの4ページから説明する。                                                                                                        |
| 事務局 | ③具体的な施策の展開＜取り組み状況等について＞<br>1 住民・事業者・行政の協働による生活排水処理の促進<br>（説明）                                                                                                                                                                                                     |
| 会長  | 黒字と赤字の関係について、黒字は基本計画に入っている文言、例えば(1)住民の取り組みというところでは、アからオをやったうえで、更に取り組んだ内容として、赤字を付け加えたということで理解をしてよろしいか。それともアからオを除いて赤字の部分差し替えようという意図での改訂案か。                                                                                                                          |
| 事務局 | 取り組み状況として、赤で示させていただいているのが、この5年間取り組んできた内容ということで記載をしている。こちらをそのまま次の計画に転嫁していくということではない。計画上の予定と現状の取り組みとの対比という意                                                                                                                                                         |

|              |                                                                                                                                                                                            |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | 味で載せたものである。                                                                                                                                                                                |
| 委員           | 黒字の施策に基づいて、赤字のことをやってきたという捉え方でよいか。                                                                                                                                                          |
| 事務局          | そのとおりである。                                                                                                                                                                                  |
| 会長           | 赤字と黒字の関係というのは、黒字の計画のもとに実際にこういうことをやってきたという表現になるということだ。これを案として出されているが、このままの形として文章に含まれることになるのか。                                                                                               |
| 事務局          | 赤字は案ではなくて、5年経過してどうだったかという現状の報告になっている。                                                                                                                                                      |
| 会長           | ③の2と3の説明をお願いします。                                                                                                                                                                           |
| 事務局          | ③具体的な施策の展開＜取り状況等について＞<br>2 生活排水処理の促進<br>3 生活排水処理施設の適正な維持管理<br>(説明)                                                                                                                         |
| 会長           | 2と3についてご説明いただいたが、黒字の部分の基本計画と赤字の部分の取り組み状況をまとめていただいた内容について質問等はあるか。                                                                                                                           |
| 委員           | 7ページ(3)の浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の啓発のイのところ、必要に応じて、浄化槽の維持管理費用の一部を助成する制度を整備することについて検討する、というところがあるが、これはどのように理解したらよいのか。市街化のところでは本管が通っているところに東部広域、市が浄化槽をやめて接続をしてくださいと言っているのに、浄化槽の維持管理費の補助ということでは困る話だと思う。 |
| 事務局          | 郊外で下水道のないところについては浄化槽を設置してきれいな水を出さないといけないし、一方で下水道処理区域内は、下水道への接続を推進していかなければならない。どちらかというと郊外のことだが、当時の計画として一部を助成する制度を整備することについて検討するということになっている。                                                 |
| 委員           | 市街地で浄化槽を使っている人に、管理費用を助成するという考え方はいかななものかと思う。                                                                                                                                                |
| 委員           | これは市町の業務になると思う。公共下水を持っておられる市町の方がどう考えておられるのかを伺いたい。                                                                                                                                          |
| 事務局<br>(鳥取市) | 必要に応じてとあるが、鳥取市としては、下水がいかない区域、浄化槽で利用される区域について、下水の利用料金と維持管理費との相差の分について、将来的に下水が生き渡った時点で補助的なことを検討していく必要があるかもしれないということは話したりもしているが、現状においてはまだ具体的な話にはなっていない。                                       |
| 委員           | 必要に応じてではなく、将来的にするかもしれないというようにしたらよいと思う。                                                                                                                                                     |
| 委員           | 基本的に、公共下水区域内にある浄化槽については接続を依頼するのが第1優先である。将来的に助成については考えていくというか、検討していくという                                                                                                                     |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | ことで、まずは接続を依頼するというのが第1条件なので、助成する制度というのは下水道区域外のことなのか、そこを具体的に分けた方が分かりやすい。                                                                                                                                                                                                                    |
| 会長           | 2つを分けて書くということもありではないか。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局          | 読み取りにくい部分、矛盾がある部分が若干あるようなので、次回の審議会で変更させていただきたい。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 委員           | 7ページの上の〈取り組み状況〉のところで、実施済みというのは、例えば1件でも実施すれば実施済なのか、実施済の意味はどういう意味なのか。                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局          | 継続して実施を行っているというということだ。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 委員           | 実施済みというのは、制度を設けたということではないのか。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 会長           | 未実施というのは制度も作らなかったということになるのか。作ったけれど利用者がいなかったというのは未実施にはならないような気がする。                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局<br>(鳥取市) | 鳥取市でも補助制度があって、年間ある程度決まった予算を確保している。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 会長           | 表現の問題だとは思いますが、制度を作って実際に利用者はいたというのと、制度は作ったけれど、この5年間に利用者はいなかったということを分かるように明記された方がよい。                                                                                                                                                                                                        |
| 委員           | 人口変動によって処理率が上がっているとか、実施を何件くらいしたかということがあると、確かに効果があるのだと思うが、実施済みなどでは分かりづらい。                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局          | もう少し具体的な文章を加える。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 会長           | 説明のあった実際の実施状況をもとに厚い方の冊子の16ページから説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局          | 第2章 生活排水処理の現状と課題<br>4.生活排水処理の課題<br>(説明)                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 会長           | 何かご質問等あるか。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 委員           | 2)のし尿処置施設の老朽化について、これは大きな問題だが大体どのくらいもつものなのか。今後の課題の中で、今後のし尿処理方針を検討するとか、高効率な設備の採用等というようなことが書いてあるが、古くなっていきながら今の施設でやっていけるものか。                                                                                                                                                                  |
| 事務局          | 一般的には施設は30年から40年は通常稼働というようなことで、そういった中で何もしなくても40年やっていけるかというというものではない。処理を継続していく中で、40年の中の25年や30年のどこかのタイミングで何かしらの手を加える必要があると思う。併せて、し尿の量自体も減ってきている。加えて、し尿と浄化槽汚泥の比率も若干変わってきているので、そのあたりも見据えながらどうしていけばよいのか、運転自体もそうだが、より効率的にしていけるにはどうすればいいのかということを、今後の大きな検討課題の一つとして捉えている。計画の中にも若干触れて位置付けているという状況であ |

|              |                                                                                                                                                                     |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | るが、まだ具体的なところまでは至っていない。                                                                                                                                              |
| 委員           | 40年もたすということか。                                                                                                                                                       |
| 事務局          | 今の話でいけばそういうことである。                                                                                                                                                   |
| 会長           | いろいろな修理を適切に行えればもう少し伸びるかもしれないという可能性もあるわけか。                                                                                                                           |
| 事務局          | そうである。ただ、それも今のままのベースではなくて、大きく予防保全的に手を加える必要が出てくるとも想定される。                                                                                                             |
| 会長           | 今回いただいたご意見をもとに次回に改訂案の最終案を出していただくということになる。他に何かご意見等あるか。                                                                                                               |
| 委員           | 4)の生活排水処理の適正化のところで、天ぷら油を直接排水口に流すなということだが、下水道が今のように普及していない時はすごく神経質になっていて、合成洗剤はいけないとか、米のとぎ汁もいけないなどと言われていたのだが、最近あまり耳にしなくなってきた。でも、流してはいけないということであれば、機会を捉えて啓発してもらえたらと思う。 |
| 事務局<br>(鳥取市) | 実際、油が流れ込んでくると本管が詰まるという状況にはなるので、汚水が流れなくなるという状況もある。トイレットペーパー以外のものは流さないようにという広報を6月、7月にもNCNとかFM鳥取の方でもさせていただいて、今後も広報は継続していかないといけないと思っている。                                |
| 委員           | 水をきれいにするというのは個人の意識改革の問題だと思う。行政も一生懸命頑張っているのはよく分かるが、啓発が足りない部分があるのではないかなと思う。                                                                                           |
| 委員           | 先ほどの質問は、リン酸、合成洗剤、米のとぎ汁などが下水に流された中で、それが処理しきれていて問題はないのか、そこまで神経質にならなくてもいいのか、それが本当に処理できていないのであればもっと啓発しても良いのではないかなという意味でおっしゃったように思うが。                                    |
| 会長           | 設備がきちんと機能すれば基本的に問題ないレベルまで水がきれいになって外に出ていくことになる。問題があるとすれば、下水処理とか合併浄化槽を通さず出ていく水がどれだけ汚いかということになると思う。                                                                    |
| 委員           | 鳥取市の回答でいくと、下水管が油などで詰まってしまうと処理はできるけれど、処理場に行くまでの間が詰まるので、それはそれで別で啓発しなければならないという意味ではないかなと思ったが。                                                                          |
| 事務局<br>(鳥取市) | そのとおりである。                                                                                                                                                           |
| 委員           | 油が少々増えようが下水道処理場として処理能力はあり、処理できるということではどうか。                                                                                                                          |
| 事務局<br>(鳥取市) | 今のところ処理ができているという状況である。                                                                                                                                              |
| 委員           | 排水基準にあった水が出ているということか。                                                                                                                                               |

|              |                                                                                                                                        |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局<br>(鳥取市) | 放流水質はきちんとされている。                                                                                                                        |
| 会長           | 水質の問題と施設の維持管理の問題とに分けると、もう少し何にお金をどれだけかけたなど、何を啓発して改善していけばよいかというあたりの具体案に繋がっていくかもしれない。そのあたりを加味していただければと思う。第5章と参考資料に関しては新しい年次のものが加わるということか。 |
| 事務局          | 第5章については、年次的な部分で新しい状況を落とし込んだということである。                                                                                                  |
| 会長           | 第5章については次回ということか。                                                                                                                      |
| 事務局          | そうである。                                                                                                                                 |
| 会長           | 次回、第5章も含めた改訂案の最終案をお示しいただいて、それについてもう一度審議するということになる。それでは、(2)今後のスケジュールについて説明をお願いします。                                                      |
| 事務局          | (次回の審議会の開催について説明)<br>その他、委員の方から何かないか。                                                                                                  |
| 委員           | 60ページの参考資料のところに水質保全の調査結果が出ている。次回、そこを少し詳しく教えていただきたい。最終的に処理でどれくらい河川、池がきれいになっているのか、なっていないのかというのを、しっかりと押さえておきたいと思う。                        |
| 事務局          | 次回説明する。<br>(閉会)                                                                                                                        |